

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第3回

なぜマネロン対策が重要なのか



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

犯罪組織の 拡大再生産を阻止

特殊詐欺グループや暴力団等の犯罪組織は、犯罪で得た不正な収益を新たな犯罪の「運転資金」として武器調達の費用に充てるなど、犯罪組織を維持・拡大するために利用している。これらの犯罪収益を検知し、調査・捜査して、凍結・剥奪するとともに、被害回復に充てる措置を取ることは、社会の安全と安定を確保する上で極めて重要である。

しかし、犯罪組織は詐取した収益を次々と移動させ、その出所や真の所有者を分からないようにして、捜査機関による犯罪収益の発見や検挙、訴追、没収から逃れようとする。これが、いわゆるマネー・ロンダリング（資金洗浄）である。

特に今日では経済・金融サービスのグローバル化が進んでいることから、マネロンは国際的な決済システムを利用し、規制の緩い国や金融機関等を「抜け道」として行われるようになってきている。

仮に、特定の国・地域や金融機関等におけるマネロン対策が脆弱で、脱税や資金不正取得の抜け道になった場合、その国は外貨準備の流出、資産価格への影響、税収の減少などによって経済的安定性を損なうのみならず、場合によっては世界の金融システムにも影響を与える可能性もある（注1）。また、マネロン対策の不足によって、万が一テロ行為や大量破壊兵器の開発・拡散を助長することがあれば、わが国や国際社会にとっての大きな脅威にもなる。

弁護士など専門家が マネロンをほう助

犯罪組織は、不正に取得した資産を海外のタックス・ヘイブン（租税回避地）に設立された法人等で管理するなど、実質的な支配者が見えにくくなるような方法での資産隠しも行っている。そのため、法人や信託等における実質的支配者の透明性の向上も重要な課題となっている（注2）。

犯罪組織に対してこうした手法をアドバイスする職業専門家の存在も、問題視されている。そのため、例えば英国当局は、職業専門家である弁護士や税理士、会計士の業界団体に対して、ロシアの新興財閥オリガルヒなど制裁対象者の資産隠し等にイネーブラー（サービス供給者）として利用されないよう、注意喚起を行っている（注3）。国際社会が協調して抜け道を塞いでいく上で重要となるのが、

FATF（金融活動作業部会）である。わが国は、1989年のFATFの設置当初からの参加国である。年3回の全体会合やマネロンの手口分析などを行うタイポロジー作業部会等に

加してきたほか、98年7月から99年6月にかけて議長国を務めるなど、FATFの活動に積極的に貢献してきた。国際的なマネロン等対策の基準であるFATFの勧告（注4）等を踏まえて、マネロン等対策を高度化することとは、本年G7議長国であるわが国として当然の責務であると考ええる。

不十分なマネロン対策で金融機関に処分

マネロン対策は、犯罪組織の拡大再生産を阻止する上で必須の取り組みであり、また対策が不十分であることは、金融機関の経営に大きな打撃を与える。

欧米では、マネロン等対策に脆弱性のある金融機関等に対し

て、経営陣の交代や高額の罰金を含む処分が課せられる事例が発生しており（注5）、マネロン等対策の個別金融機関の経営や株価に与える影響は大きくなっている。

例えば、デンマーク金融大手のダンスケ銀行は、大規模なマネロンへの関与の疑いで米司法省の刑事捜査を受けていた問題を巡り、2022年に罰金20億^{ドル}（約2800億円）の支払いに合意した。同行が18年にマネロンの事態を公表した際、当時のCEOは辞任している。

また、スウェーデンの大手銀行スウェドバンクが07年から15年にかけて、ダンスケ銀行宛てに400億スウェーデンクローナ以上の不正資金を送金していた件を巡っては、同行のCEOが20年に解雇され、会長も辞任した。同行はスウェーデンとエストニアの規制当局から40億クローナ（約480億円）の罰金を科せられている。

こうした事例を踏まえれば、リスクの変化に応じた継続的なマネロン等対策は、国際社会にとってもわが国にとっても、重要な課題と言わざるを得ない。

（本稿の意見に関する部分は筆者の個人的見解である）

（注1）The IMF and the Fight

Against Illicit and Tax Avoidance related Financial Flows, 8 March 2021, International Monetary Fund (IMF)

2 Who is Hiding Corrupt Money? UNODC Webinar on Promoting Transparent Beneficial Ownership in Southeast Asia, 29 September 2020, UNODC

3 Red ALERT Financial Sanctions Evasion Typologies: Russian Elites and Enablers by the National Economic Crime Centre (NECC), a multi-agency unit in the National Crime Agency (NCA), and HM Treasury's Office of Financial Sanctions Implement-

ation (OFSD), UK (Date: July 2022, Reference: 0697-NECC)

4 FATFの勧告は、条約のように法的拘束力は有さない。これは、専門的かつ技術的な事項についての意思決定を迅速に行うために意図的に選択されたものである。

FATFは相互審査制度を導入しており、勧告等を順守しなければ他の加盟国からの批判を受けることになる。米国など加盟国は、勧告を順守しない国の金融機関等との取引に制限を加えることができるため、これによってFATF勧告等を順守する効果が生じることが期待されている。またFATFは、勧告の順守状況が不芳な国・地域を特定し、「グレーリスト」「ブラックリスト」として公表している。国際通貨基金（IMF）や金融安定理事会（FSB）も加盟国のモニタリングの基準の一つにFATF勧告を加えている。これらの相互監視（peer pressure）の枠組みにより実質的な拘束力を担保している。（石井由梨佳「越境犯罪の国際的規制」有斐閣 362～363ページ、398～399ページを参照）

5 金融庁「2021事務年度金融行政方針」18ページ